

熊本県公報

第 1 1 6 4 0 号
平成 19 年 12 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○市町村等行財政診断規程の一部を改正する訓令	(市町村総室) 1
告 示	
○生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課) 2
○生活保護法の規定による医療機関の変更	(") 2
○生活保護法の規定による医療機関の廃止	(") 3
○生活保護法の規定による医療機関の休止	(") 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更	(障害者支援総室) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 4
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室) 4
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 4
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 4
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 5
○臨時種畜検査の実施	(畜産課) 5
○種畜証明書の交付	(") 5
○平成 19 年度熊本県家畜商講習会の開催	(") 5
○道路の供用開始	(道路保全課) 8
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水産振興課) 8
公 告	
○宅地建物取引業法の規定による行政処分	(建築課) 9
○開発行為工事完了	(") 9
○土地改良区役員の就任	(農村計画・技術管理課) 10
○建設業法第 28 条第 3 項に基づく監督処分	(監理課) 10
○工業統計調査地方分散入力システム用機材一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(統計調査課) 11
登 載 依 頼	
○宇城地域保健医療推進協議会の開催	(医療政策総室) 13
○熊本県医療審議会開催	(") 13
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(有明海自動車航送船組合) 15
○有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	(") 22
正 誤	
○平成 19 年 10 月 26 日付け熊本県公報第 11615 号中	(人事委員会) 23
○平成 19 年 10 月 1 日付け熊本県告示第 827 号中	(監理課) 23

訓 令

熊本県訓令第 45 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

市町村等行財政診断規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

市町村等行財政診断規程の一部を改正する訓令

市町村等行財政診断規程(平成 5 年熊本県訓令第 38 号)の一部を次のように改正する。
第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(診断を行う者)

第 2 条 診断は、総務部長が行う。

(診断事項)

第 3 条 診断事項は、行財政の全般的事項の中から、市町村等と協議のうえ決定するものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 1 項中「局長等は、診断実施計画に定めるところに従い」を「総務部長は、市町村等からの要請により」に改め、同条第 3 項中「局長等」を「総務部長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「局長等」を「総務部長」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 4 条とする。

2 前項の規定にかかわらず、総務部長が特に診断が必要と認める市町村等に対し、診断を行うことができるものとする。

第 6 条第 1 項中「局長等」を「総務部長」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「局長等は、前条第 1 項」を「総務部長は、前条」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「局長等」を「総務部長」に改め、同条を第 8 条とする。

別記様式を削る。

附 則

この訓令は、平成 19 年 12 月 28 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 1072 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6014090	いまさき歯科医院	今崎 佳昭	八代市古閑中町 2438-10	平成 19 年 9 月 1 日
6414019	いちかわ歯科クリニック	市川 康裕	菊池郡菊陽町津久礼 3179-6	平成 19 年 11 月 12 日
6094026	中山歯科医院	医療法人歯魂会	菊池市泗水町豊水 3514	平成 19 年 10 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
0001027	DI 薬局 大津店	株式会社 DI プラザ	菊池郡大津町室 925-5	平成 19 年 10 月 1 日
0001028	新生堂薬局 大津店	株式会社新生堂薬局	菊池郡大津町大津字門出 1211-1	平成 19 年 11 月 1 日

〔訪問看護ステーション〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6030119	訪問看護ステーションすばる	有限会社光和カンパニー	荒尾市万田 1109-1 アリスコートⅢ	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1073 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
たぶち内科循環器科	田淵 利文	所 在 地		平成 19 年
		菊池郡菊陽町津久礼 3261-4	菊池郡菊陽町光の森三丁目 17-3	8 月 11 日
笹原整形外科医院	医療法人社団 武蔵会	所 在 地		平成 19 年
		菊池郡菊陽町津久礼 3500-	菊池郡菊陽町光の森四丁目	8 月 11 日

		2	4-1	
〔 歯 科 〕				
医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
光の森歯科クリニック	藤田 秀也	所 在 地		平成 19 年 8 月 11 日
		菊池郡菊陽町津久礼 3351-1	菊池郡菊陽町光の森二丁目 29-6	
F. デンタルクリニック	畦元 文人	所 在 地		平成 19 年 8 月 11 日
		菊池郡菊陽町津久礼 3270-2	菊池郡菊陽町光の森七丁目 7-8	
さかい歯科クリニック	境 忠彦	所 在 地		平成 19 年 8 月 11 日
		菊池郡菊陽町津久礼 3402-4	菊池郡菊陽町光の森二丁目 3-9	
スマイルライン 歯科クリニック	医療法人社団 鏡会	所 在 地		平成 19 年 8 月 11 日
		菊池郡菊陽町津久礼 3310	菊池郡菊陽町光の森七丁目 33-1	

〔 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 〕				
医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
和	有限会社訪問 看護ステー ション和	名 称		平成 19 年 9 月 1 日
		訪問看護ステーション和	和	
		訪問看護事業所		

熊本県告示第 1074 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 歯 科 〕				
指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6434002	中山歯科医院	中山 精文	菊池市泗水町豊水 3514	平成 19 年 10 月 1 日

〔 薬 局 〕				
指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
0000588	DI 薬局 大津店	株式会社ディス ク	菊池郡大津町室 925-5	平成 19 年 9 月 30 日

熊本県告示第 1075 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕				
指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	休止年月日
6320027	西岡外科胃腸科 医院	西岡 涼子	玉名郡長洲町清源寺 2635	平成 19 年 7 月 31 日

熊本県告示第 1076 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称 及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
医療法人社団木星会 児童デイサービスセンター ぐんぐんロケット 児童デイサービス	事業所の所在地	山鹿市新町 1303-1	山鹿市新町 801-2	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1077 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション茂木ノ里 水俣市袋字鳥越 2501 番地 243	特定非営利活動法人福祉ぐー んと向上会	平成 20 年 1 月 7 日

熊本県告示第 1078 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同省令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
蘇春堂球磨病院	人吉市上青井町 176	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
外山胃腸病院	人吉市南泉田町 1 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
公立多良木病院	球磨郡多良木町大字多良木 4210	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで
人吉総合病院	人吉市老神町 35 番地	平成 20 年 2 月 1 日から 平成 23 年 1 月 31 日まで

熊本県告示第 1079 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字北前島 6215 の 6、6215 の 7
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1080 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護センターがじゅまる 八代市古閑中町 1101 番地 1	株式会社八代介護がじゅまる	平成 20 年 1 月 16 日

熊本県告示第 1081 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
介護センターがじゅまる 八代市古閑中町 1101 番地 1	株式会社八代介護がじゅまる	平成 20 年 1 月 16 日

熊本県告示第 1082 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬の雄
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時 間	場 所
平成 20 年 1 月 16 日（水）	午前 10 時から	古閑牧場（菊池郡菊陽町）

熊本県告示第 1083 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施し、種畜証明書を交付したので告示する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄
- 3 検査実績

検査日	種畜証明書番号 （平 19 熊本県臨）	名 号	品 種	検査成績	飼 養 者	検査場所
平成 19 年 12 月 11 日 （火）	第 8 号	房福栄	黒毛和種	1 級	熊本県農業研究センター	合志市栄 3801

熊本県告示第 1084 号

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、平成 19 年度熊本県家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 講習会の目的
家畜の取引業務に関する、必要な知識の習得
- 2 講習の対象者
家畜商の免許を受けて家畜の取引業務に従事しようとする者
- 3 講習会の期日及び場所
（1）講習会の開催日時
平成 20 年 2 月 14 日（木）及び 2 月 15 日（金）

- 午前 9 時から午後 5 時まで
 (2) 講習会の開催場所
 熊本県家畜商業協同組合
 宇城市松橋町浦川内字柳原 1641 の 1 番
 [家畜の鑑定と審査(実習)については、熊本県畜産農業協同組合城南支所
 (住所：下益城郡美里町中小路 500)で行う。]

4 講習の内容

科 目	時間数	備 考
家畜の取引に関する法令	4 時間	家畜商法、家畜取引法等
家畜の品種及び特徴	4 時間	
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6 時間	

5 受講の申込方法

- (1) 受講しようとする者は、家畜商講習会受講申込書(別記様式)に講習会受講手数料 3,300 円(熊本県収入証紙)及び写真(ライカ判)2 葉を添えて、平成 20 年 1 月 28 日までに所管地域振興局長(熊本市にあっては、熊本農政事務所長)に提出すること。
 (2) 受講の申込みをした者には、受講票を交付する。
 (3) 納付した手数料は、返還しない。

6 講習の特例措置

家畜商法施行令(昭和 28 年政令第 252 号)第 1 条の 4 第 1 項ただし書の規定に基づき、獣医師の免許を有する者及び家畜人工授精師の免許を有する者で講習の特例措置(一部免除)を受ける場合は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを受講申込書(別記様式)に添付すること。

7 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会終了後修了証明書を交付する。

8 その他

- (1) 講習会当日は、講習開始 30 分前までに会場に集合し、受付に受講票を提出すること。
 (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。
 (3) 講習会テキスト(参考書)は、講習会初日に受付で販売する。
 (最新 家畜取引の知識改訂版(消費税込み 3,000 円)を使用予定)

別記様式

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

熊本県知事 様

(申 込 者)

現 住 所

氏 名

印

生年月日

家畜商法第 4 条の 2 第 1 項の規定による講習会を受講したいので、手数料を添えて
申し込みます。

熊本県告示第 1085 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 12 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石	275.0	単道改
		2508 番 2 地先から		
		同所		
	大宮地宮地 岳線	2418 番 3 地先まで		
		天草市新和町碓石	75.0	
		2508 番 1 地先から		
同所				
		2512 番 3 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 12 月 28 日

熊本県告示第 1086 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項及び第 8 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 17 年熊本県告示第 1432 号）を次のとおり変更したので公表する。

なお、変更後の熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全・安心な水産物を安定的に提供するという重要な役割を担っている。

また、水産業は、県内の沿海地域において地域経済を支える重要産業としての位置を占めており、活力ある地域社会を維持していく上でも重要な役割を果たしている。

今後とも、本県水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

- (2) 本県水域は、広大な干潟漁場を有する有明海、外洋に面した天草西海、島々の点在する不知火海と変化に富んでいるため、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にある中で、本県海域における海面漁業生産量も低水準、減少傾向にあるものが多くなっている。

今後ともこのような状況が継続すれば県民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として、多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきている。今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条の基本計画をいう。）により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な措置を講じることとする。

- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。

- (5) また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推

- 進するよう、従来からの資源管理型漁業等を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第 13 条の協定制度をいう。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
- 第一種特定海洋生物資源の平成 19 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】
- 平成 19 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】
- 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで 若干
- 第一種特定海洋生物資源の平成 20 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】
- 平成 20 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】
- 平成 20 年 7 月から平成 21 年 6 月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 【まあじ、まさば及びごまさば】
- 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度（法第 13 条の協定制度をいう。）の普及及び定着を図ることとする。
- また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層に推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

公 告

熊本県公告第 1027 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 66 条第 1 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 有限会社吉富開発
代表者氏名 吉富 雅徳
事務所所在地 熊本県上益城郡嘉島町大字鯉 1606
免許証番号 熊本県知事（5）第 2976 号
免許年月日 平成 14 年 12 月 20 日
- 2 処分年月日
平成 19 年 12 月 18 日
- 3 処分内容
免許の取消し
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 66 条第 1 項第 1 号

熊本県公告第 1028 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
下益城郡城南町大字舞原字東 199 番 2 及び同 199 番 3
3,858.22 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市江津二丁目 312 番 60 号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第 1029 号

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	浜 田 洋	八代郡氷川町網道 1480 番地
"	中 村 勝 雄	八代郡氷川町島地 759 番地 2
"	増 住 公 成	八代郡氷川町鹿島 125 番地
"	泉 一 憲	八代郡氷川町鹿島 422 番地
"	上 村 修	八代郡氷川町鹿野 642 番地
"	河 野 俊 光	八代郡氷川町鹿野 125 番地 2
"	小 林 満 雄	八代郡氷川町網道 1473 番地
"	宮 崎 久 義	八代郡氷川町網道 135 番地
"	米 村 清 人	八代郡氷川町網道 1538 番地
"	梅 田 滝 男	八代郡氷川町網道 878 番地 1
"	石 原 憲 治	八代郡氷川町若洲 92 番地
"	高 橋 千 秋	宇城市小川町不知火 14 番地
"	村 上 恵	八代郡氷川町野津 718 番地
"	松 田 達 之	八代郡氷川町野津 4162 番地
"	木 村 秀 征	八代郡氷川町野津 2688 番地
"	本 田 隆 雄	八代郡氷川町高塚 605 番地
"	橋 本 茂 昭	八代郡氷川町新田 282 番地
"	上 田 克 彦	八代郡氷川町大野 285 番地 4
"	松 田 忠 一	八代郡氷川町中島 294 番地
"	島 崎 裕 二	八代郡氷川町柵 512 番地
"	西 田 直	八代郡氷川町有佐 115 番地
"	橋 本 敏 雄	八代郡氷川町早尾 1661 番地
監事	田 河 秀 幸	八代郡氷川町島地 107 番地
"	米 村 和 弘	八代郡氷川町高塚 1891 番地
"	宮 崎 繁 晴	八代市鏡町中島 193 番地 1

熊本県公告第 1030 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 12 月 20 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
天草土木工業有限会社
天草市天草町高浜南 493-6
代表取締役 黒田 勝義
熊本県知事許可（特-18）第 5779 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
(注 1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注 2) 「民間工事」とは、上記(注 1)以外の建設工事をいう。

(注 3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(昭和 30 年法律第 179 号) 第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成 20 年 1 月 3 日から平成 20 年 1 月 17 日までの 15 日間

4 処分の原因となった事実

天草土木工業有限会社は、平成 14 年 12 月 31 日及び平成 15 年 12 月 31 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、同申請に基づき得られた結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し、入札参加資格審査申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

熊本県公告第 1031 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

工業統計調査地方分散入力システム用機材一式

(2) 借入物品の規格、品質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 2 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日まで

(4) 納入期限

平成 20 年 1 月 31 日(木)

(5) 納入場所

熊本県地域振興部統計調査課

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入金額とする。見積りに当たっては、1 の(3)の借入期間で計算すること。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 熊本県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(5) 6 の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)

郵便番号 862-8570

住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581(ダイヤルイン)

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 12 月 28 日(金)から平成 20 年 1 月 10 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 12 月 28 日(金)から平成 20 年 1 月 10 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県地域振興部統計調査課商工班(県庁行政棟本館 6 階)
郵便番号 862-8570
住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2177(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 12 月 28 日(金)から平成 20 年 1 月 10 日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成 20 年 1 月 17 日(木)午前 10 時から
イ 場所 熊本県庁行政棟本館 6 階 601 共用会議室
- (4) 入札書の提出方法
6 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数(35 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 20 年 1 月 15 日(火)までに 5 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

- ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(5) 最低制限価格
無
(6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
(7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（35 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を契約前日までに提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
(8) その他詳細は、入札説明書による。

登 載 依 頼**宇城地域保健医療推進協議会公告第 1 号**

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 12 月 28 日

宇城地域保健医療推進協議会長 水 野 秀 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 1 月 17 日（木） 午後 2 時から 4 時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 2 階エレガンス B（宇城市松橋町松橋 1330-1）
- 3 議題
(1) 第 5 次宇城地域保健医療計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具 400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964-32-2416）

熊本県医療審議会公告第 5 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成 19 年 12 月 28 日

熊本県医療審議会会長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時
平成 20 年 1 月 11 日（金）
午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

- 熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
- 1 議案
- (1) 地域医療支援病院の名称使用の承認について
- (2) 医療法人の設立認可について
- (3) 医療法人理事長特例認可について
- 2 その他
- ・医療審議会医療法人部会委員の指名について
- 3 報告事項
- (1) 第 5 次熊本県保健医療計画の進捗等について
- (2) その他
- 4 傍聴者の定員
- 10 人
- 5 傍聴手続き
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
- 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 熊本県医療審議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室）
- （電話 096-333-2205）
-

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合条例第三号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和三十二年有明海自動車航送船組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうちの一人については六千五百円)」を「六千五百円」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては」に改める。

第十二条第三項中「扶養親族たる配偶者の」を「配偶者の」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者でない職員となった」に改める。

第二十一条第三項中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五(第十条第二項の規定により管理職手当を支給される職員にあつては百分の七十二・五)」に改める。

別表第一の表中

223, 000	284, 200	332, 700	194, 900	254, 600	297, 900	153, 800	212, 600	252, 600	134, 000	183, 800	221, 100
224, 100	285, 100	333, 500	196, 200	256, 000	299, 600	155, 300	214, 600	254, 600	135, 100	185, 600	223, 000
225, 200	286, 000	334, 300	197, 500	257, 400	301, 300	156, 800	216, 600	256, 600	136, 200	187, 400	224, 900
226, 300	286, 900	335, 100	198, 800	258, 800	303, 000	158, 300	218, 600	258, 600	137, 300	189, 200	226, 800
			200, 000	260, 100	304, 700	159, 700	220, 400	260, 500	138, 400	190, 800	228, 600
			201, 300	261, 500	306, 400	162, 300	222, 400	262, 400	139, 500	192, 600	230, 600
			202, 600	262, 900	308, 100	164, 900	224, 400	264, 300	140, 600	194, 400	232, 600
			203, 900	264, 300	309, 800	167, 500	226, 400	266, 200	141, 700	196, 200	234, 600
			205, 100	265, 600	311, 300	170, 200	228, 300	268, 200	142, 800	198, 000	236, 600
			206, 300	266, 900	312, 900	171, 900	230, 200	270, 100	144, 100	199, 800	238, 600
			207, 500	268, 200	314, 500	173, 600	232, 100	272, 000	145, 400	201, 600	240, 600
			208, 700	269, 500	316, 100	175, 300	234, 000	273, 900	146, 700	203, 400	242, 600
			210, 000	270, 600	317, 800	176, 800	235, 700	275, 800	148, 000	205, 000	244, 600
			211, 100	271, 900	319, 400	178, 600	237, 300	277, 700	149, 500	206, 900	246, 600
			212, 200	273, 200	321, 000	180, 400	238, 900	279, 600	151, 000	208, 800	248, 600
			213, 300	274, 500	322, 600	182, 200	240, 500	281, 500	152, 500	210, 700	250, 600
			214, 400	275, 700	324, 100	183, 800	242, 100	283, 200			
			215, 500	276, 800	325, 300	185, 300	243, 700	285, 100			
			216, 600	277, 900	326, 500	186, 800	245, 300	287, 000			
			217, 700	279, 000	327, 700	188, 300	246, 900	288, 900			
			218, 800	280, 200	328, 800	189, 600	248, 400	290, 600			
			219, 900	281, 200	329, 800	190, 900	250, 000	292, 400			
			221, 000	282, 200	330, 800	192, 200	251, 600	294, 200			
			222, 100	283, 200	331, 800	193, 500	253, 200	296, 000			

を

1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円
135, 600	185, 800	222, 900
136, 700	187, 600	224, 800
137, 900	189, 400	226, 700
139, 000	191, 200	228, 500
140, 100	192, 800	230, 200
141, 200	194, 600	232, 100
142, 300	196, 400	234, 000
143, 400	198, 200	235, 800
144, 500	200, 000	237, 700
145, 900	201, 800	239, 600
147, 200	203, 600	241, 500
148, 500	205, 400	243, 400
149, 800	207, 000	245, 300
151, 300	208, 900	247, 200

194, 200	251, 600	294, 200	152, 800	210, 800	249, 000
195, 500	253, 200	296, 000	154, 400	212, 700	250, 800
196, 900	254, 600	297, 900	155, 700	214, 600	252, 600
198, 200	256, 000	299, 600	157, 200	216, 500	254, 600
199, 500	257, 400	301, 300	158, 700	218, 400	256, 600
200, 800	258, 800	303, 000	160, 200	220, 300	258, 600
202, 000	260, 100	304, 700	161, 600	222, 000	260, 500
203, 300	261, 500	306, 400	164, 300	223, 900	262, 400
204, 600	262, 900	308, 100	166, 900	225, 800	264, 300
205, 900	264, 300	309, 800	169, 500	227, 700	266, 200
207, 100	265, 600	311, 300	172, 200	229, 500	268, 200
208, 200	266, 900	312, 900	173, 900	231, 300	270, 100
209, 300	268, 200	314, 500	175, 600	233, 100	272, 000
210, 400	269, 500	316, 100	177, 300	234, 900	273, 900
211, 600	270, 600	317, 800	178, 800	236, 500	275, 800
212, 600	271, 900	319, 400	180, 600	238, 000	277, 700
213, 600	273, 200	321, 000	182, 400	239, 500	279, 600
214, 600	274, 500	322, 600	184, 200	241, 000	281, 500
215, 600	275, 700	324, 100	185, 800	242, 500	283, 200
216, 600	276, 800	325, 300	187, 300	244, 000	285, 100
217, 600	277, 900	326, 500	188, 800	245, 500	287, 000
218, 600	279, 000	327, 700	190, 300	247, 100	288, 900
219, 600	280, 200	328, 800	191, 600	248, 400	290, 600
220, 600	281, 200	329, 800	192, 900	250, 000	292, 400

221, 600	282, 200	330, 800
222, 600	283, 200	331, 800
223, 400	284, 200	332, 700
224, 400	285, 100	333, 500
225, 400	286, 000	334, 300
226, 500	286, 900	335, 100

に
改
め、
別
表
第
二
の
表
中

1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
136, 400	160, 900	213, 700	258, 300
137, 400	163, 200	215, 800	260, 100
138, 400	165, 500	217, 900	261, 900
139, 400	167, 800	220, 000	263, 700
140, 400	170, 200	222, 000	265, 300
141, 700	172, 600	224, 100	267, 300
143, 000	175, 000	226, 200	269, 300
144, 300	177, 400	228, 300	271, 300

221, 600	248, 100	308, 200	364, 500	186, 400	227, 000	274, 800	328, 800	145, 400	179, 600	230, 500	273, 400
222, 800	248, 900	309, 300	365, 800	188, 300	227, 900	276, 600	330, 400	146, 900	182, 000	232, 400	276, 200
224, 000	249, 700	310, 400	367, 100	190, 200	228, 800	278, 400	332, 000	148, 400	184, 400	234, 300	279, 000
225, 200	250, 500	311, 500	368, 400	192, 100	229, 700	280, 200	333, 600	149, 900	186, 800	236, 200	281, 800
226, 400	251, 300	312, 400	369, 600	193, 900	230, 600	281, 800	335, 300	151, 200	189, 300	238, 100	284, 700
227, 600	252, 100	313, 200	370, 200	195, 500	231, 500	283, 300	336, 900	152, 700	191, 900	240, 000	287, 600
228, 800	252, 900	314, 000	370, 800	197, 100	232, 400	284, 800	338, 500	154, 200	194, 500	241, 900	290, 500
230, 000	253, 700	314, 800	371, 400	198, 700	233, 300	286, 300	340, 100	155, 700	197, 100	243, 800	293, 400
231, 100	254, 400	315, 400	371, 800	200, 100	234, 300	287, 800	341, 600	157, 100	199, 500	245, 700	296, 200
232, 300	254, 900	316, 100	372, 300	201, 700	235, 200	289, 200	343, 100	158, 800	202, 200	247, 600	298, 900
233, 500	255, 400	316, 800	372, 800	203, 300	236, 100	290, 600	344, 600	160, 500	204, 900	249, 500	301, 600
234, 700	255, 900	317, 500	373, 300	204, 900	237, 000	292, 000	346, 100	162, 200	207, 600	251, 400	304, 300
236, 000	256, 200	318, 300	373, 900	206, 400	237, 900	293, 500	347, 700	163, 800	210, 100	253, 100	306, 900
237, 000			374, 400	207, 700	238, 900	294, 900	349, 100	165, 700	211, 700	254, 800	308, 800
238, 000			374, 900	209, 000	239, 900	296, 300	350, 500	167, 600	213, 300	256, 500	310, 700
239, 000			375, 400	210, 300	240, 900	297, 700	351, 900	169, 500	214, 900	258, 200	312, 600
240, 100			376, 000	211, 700	241, 700	299, 200	353, 200	171, 200	216, 400	260, 000	314, 400
240, 900			376, 500	212, 900	242, 500	300, 300	354, 700	173, 000	217, 900	261, 900	316, 300
241, 700			377, 000	214, 100	243, 300	301, 400	356, 200	174, 800	219, 400	263, 800	318, 200
242, 500			377, 500	215, 300	244, 100	302, 500	357, 700	176, 600	220, 900	265, 700	320, 100
				216, 600	244, 900	303, 700	359, 100	178, 200	222, 500	267, 600	321, 800
				217, 900	245, 700	304, 800	360, 500	180, 300	223, 600	269, 400	323, 600
				219, 200	246, 500	305, 900	361, 900	182, 400	224, 700	271, 200	325, 400
				220, 500	247, 300	307, 000	363, 300	184, 500	225, 800	273, 000	327, 200

を

—

374, 400
374, 900
375, 400

376, 000
376, 500
377, 000
377, 500

に改める。

237, 800
238, 700
239, 600

240, 600
241, 300
242, 000
242, 700

」

第二条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和二十三年有明海自動車航送船組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「百分の七十七・五」（第十条第二項の規定により管理職手当を支給される職員にあつては百分の七十二・五）」を「百分の七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の規定（第二十一条第二項の規定を除く。）は、平成十九年四月一日から、第二十一条第二項の規定は、平成十九年十二月一日から適用する。
（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定（職員給与条例第二十一条第二項の改正規定を除く。）による改正前の職員給与条例（以下「改正前の職員給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の職員給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動があつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与条例が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の職員給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（規則への委任）
- 6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十八日

有明海自動車航送船組合

管理者 熊本県知事 潮谷 義子

有明海自動車航送船組合規則第二号

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

有明海自動車航送船組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十七年有明海自動車航送船組合規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表の表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

41
42
42
43

を

33
34
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

に改め、

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表の表中

22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27

を

21
22
22
22
23
23
23
24
24
24
25

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

正 誤

平成 19 年 10 月 26 日付け熊本県公報第 11615 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

4 ページ 12 行目	正	同表あさぎり町の項中 「 <table><tr><td>町長部局</td><td>本庁（会計課を含む。）</td><td>課長 審議員 課長補佐</td></tr></table> 」を			町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 審議員 課長補佐
	町長部局	本庁（会計課を含む。）	課長 審議員 課長補佐				
	「 <table><tr><td>町長部局</td><td>本庁（会計課を含む。）</td><td>会計管理者 課長 審議員 課長補佐</td></tr></table> 」に改め、			町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 審議員 課長補佐	
町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 審議員 課長補佐					
	誤	同表あさぎり町の項職名の欄中「課長 室長」を「会計管理者 課長 室長」に改め、					

平成 19 年 10 月 1 日付け熊本県告示第 827 号（熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	19	第 9 号	第 10 号

